

新型コロナウイルス感染症に関する大会等開催時の留意事項について

令和3年5月26日

公益財団法人長野県スポーツ協会
長野県スポーツ少年団事務局

令和3年度長野県スポーツ少年団主催事業（※）の開催にあたり、新型コロナウイルス感染症への対応について、関係機関の指針等に即して基準を定めました。主管団体及び各種事業に参加を予定している皆様は必ずご確認ください。

なお、各関係機関が今後発出する指針等に応じて、随時取扱いを見直します。

1 開催に当たっての基準

大会等の開催に当たっては、公益財団法人日本スポーツ協会が定めるガイドライン、各競技の上部団体等が定めるガイドライン、各関係機関の対応方針並びに本基準に従い、長野県スポーツ少年団及び主管団体で協議のうえ、開催可否の判断をします。

(1) 開催可否の判断（中止又は延期）【県事務局・主管団体】

- 1) 緊急事態宣言又は、まん延防止等重点措置が発出された場合
- 2) 長野県が自粛要請など、何らかの要請を発出した場合
- 3) 開催地市町村及び開催地市町村教育委員会からの要請があった場合
- 4) 運営スタッフ又は参加者に感染又は濃厚接触者が確認された場合
※対象者のみ出場停止とする場合もあります。
- 5) 開催地市町村において、大規模なクラスターが発生した場合
- 6) 大会開催に必要なガイドライン等に沿った運営が出来ないと判断した場合

※上記内容による緊急の場合は、申込後や大会等の当日に中止を判断する場合があります。

2 大会等開催時における留意点

大会等開催時の感染防止策について、公益財団法人日本スポーツ協会や長野県教育委員会の指針等に基づき、参加者が安全・安心に参加できるよう、その運営に当たり留意すべき事項を定めます。

大会等の開催時は、以下の内容を踏まえつつ、参加者それぞれの属性を勘案して、感染防止のために実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項をあらかじめ整理することが求められます。また、各事項については、チェックリスト化し、適切な場所（受付場所等）に掲示するとともに、各事項が遵守されているか定期的に巡回・確認することにより、参加者を含む関係者全員が感染防止のために取り組むこととします。

(1) 参加における基本事項【主管団体・参加者】

- 1) 新型コロナウイルス感染防止対策を遵守すること。
- 2) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、必要に応じて競技形式の変更や開催直前でも中止となる場合があること。

- 3) 日頃からマスクの着用、手洗いの徹底、アルコール等による手指消毒、ソーシャルディスタンスの確保、「3つの密」を避けた行動など、感染防止対策を実践すること。
- 4) 日頃から睡眠、食事をしっかりととり、生活リズムを整えるなど体調管理に配慮するとともに、スポーツ活動等を行う前に必ず自身の体調チェックを行うこと。

(2) 参加時の対応【参加者】

参加者は感染拡大防止のため、下記事項の遵守をお願いします。

下記事項を遵守できない場合、他の参加者の安全を確保する観点から、参加をお断りする場合があります。

- 1) 以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせること。

ア 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）

イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

ウ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

※当日の受付時に別紙「健康チェックシート」の提出をお願いします。団体で参加する場合は、代表者が参加者全員分を取りまとめたうえ提出してください。

- 2) マスクを持参すること。（運動時以外や会話をする際にはマスクを着用すること。）
- 3) こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- 4) できるだけ他の参加者、運営スタッフ等との距離を確保すること。
- 5) 大会等の開催中に大きな声で会話、応援等をしないこと。
- 6) 大会等の終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主管団体に対して速やかに大会等の開催中における濃厚接触者の有無等について報告すること。
- 7) その他、主管団体が定めた措置等を遵守すること。

(3) 当日の参加受付時の留意事項【主管団体】

当日の受付時に参加者が密になることへの防止や安全に大会等を開催するため、以下に配慮して受け継事務を行います。

- 1) 参加者全員分の「健康チェックシート」を受領すること。
- 2) 受付窓口には、手指消毒剤を措置すること。
- 3) 発熱や咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼びかけること。
- 4) 人と人が対面する場所は、可能な範囲で遮蔽すること。
- 5) 参加者が距離をおいて並べるよう、必要に応じて目印等を設置すること。
- 6) 受付を行うスタッフは、マスクを着用すること。
- 7) 出来る限り、受付場所での書面の記入等を減らすようにすること。

(4) 大会等運営時に配慮すべき事項

1) 感染対策担当者の設置【主管団体】

大会等の運営にあたっては、感染対策担当者を設置し、定められた感染防止策の対応に努めること。

2) ガイドラインや注意事項等の徹底【主管団体】

使用施設のガイドライン及び使用上の注意事項等を遵守すること。

3) 会場・備品類【主管団体】

新型コロナウイルス感染防止の対応では、換気について特に留意が求められます。

また、競技等で使用する備品には不特定多数の参加者が直接手を触れる物が多く、開催期間の前後を含む継続した対応が必要です。

- ① 記録席、選手ベンチ等も試合進行に支障が出ない範囲で距離を保つよう設置すること。
- ② 屋内施設（更衣室・トイレ等）や屋外での設置物（テント等）に関して、換気の悪い密閉空間とならないよう利用人数の制限や定期的な換気等に配慮すること。
- ③ 試合球等はできるだけこまめに消毒・清掃を行うこと。
- ④ 記録用テーブル・椅子、線審フラッグ、選手ベンチ、得点板等、試合で使用する共有備品類は適時消毒すること。
- ⑤ 審判員の笛等（私物）についても、唾液の付いた状態での放置を避けること。
- ⑥ 感染対策とともに熱中症のリスク対策が必要です。こまめな水分補給を徹底すること。

4) 運営スタッフの体調確認・配置数【主管団体】

- ① 参加指導者・団員のみならず、運営に関わるすべての役員・スタッフに対し、上記（2）と同様の確認を行います。
- ② 主審、副審、スコアラー、ラインジャッジ等の審判やオフィシャルスタッフの配置については、大会全体の総人数を少なくするよう配慮する。

5) 式典等、運営の簡略化【主管団体】

開・閉会式、表彰式などでは、参加者が密になる状態を避けるため、式典参加者の数を減らし、内容を簡略化するなど、必要性に応じながらも柔軟に対応すること。

6) トイレ・手洗い場所【主管団体・参加者】

トイレ・洗面所は感染リスクが比較的高いと考えられるため、以下に配慮して管理すること。

- ① トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒すること。
- ② トイレの蓋を閉めて流すよう周知すること。
- ③ 手洗い場には可能な範囲で石鹸（ポンプ式）、ペーパータオル等を用意すること。
- ④ 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること。

7) 更衣室、休憩・待機スペース【主管団体・参加者】

更衣室、休憩・待機スペースは、感染リスクが比較的高いと考えられるため、以下に配慮して管理すること。

- ① 広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避けること。
- ② ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室（使用）する参加者の数を制限する等の措置を講ずること。
- ③ 室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手等）については、こまめに消毒すること。
- ④ 換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける、通気口を設ける等換気に配慮すること。

8) 弁当・ドリンク等の提供時【主管団体・参加者】

弁当・ドリンク等を関係者並びに参加者に提供する際は、以下に配慮すること。

- ① 弁当・ドリンクを手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声をかけること。
- ② 飲食物を取り扱うスタッフには、マスク、ビニール手袋を着用させること。

- ③ 飲食については、指定の場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離をとって対面を避け、会話は控えることにすること。

9) 競技中の注意事項【主管団体・参加者】

プレー中も選手、スタッフ同士の接触機会を減らすよう、以下の点に配慮すること。

- ① 共有備品類は、試合ごとに消毒すること。
- ② 試合前後、練習時等においてもできるだけ密集・接触を避けること。
- ③ ネット際などで、相手に向いた状態でも発声は控えること。
- ④ タオル、水ボトル、アイシングバッグなどの共有は避けること。
- ⑤ 競技に携わるスタッフの注意事項も明確にすること。

10) 観客の管理【主管団体】

観客の入場を認める場合には、マスクの着用を必須としたうえ、観客出入口付近にアルコール等の手指消毒剤を設置するほか、観客同士が密な状態とならないよう、必要に応じ、あらかじめ入場制限をして間隔を空けるなどの対応をとること。

応援については、大声での声援を送らないことや会話を控えること、会話をする場合にはマスクを着用することなどが求められますが、トラブル回避のためにもあらかじめ観戦者に周知を行うこと。

(5) 発熱者・感染者が発生した場合の留意事項【主管団体】

万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、参加者より提出を求めた書類（参加申込書・健康チェックシート）について、保存期間（少なくとも1月以上）を定めて保存しておくこと。

大会等の期間中に体調不良者（発熱等）が出た場合、大会継続・中止の判断を含め、主管団体の指示に従い対応すること。

また、大会終了後に、大会関係者や参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合は、長野県スポーツ少年団に報告するとともに、必要に応じてその他の大会関係者や参加者に対して連絡を取り症状の確認等を行うこと。

※本基準の対象となる事業

- 長野県スポーツ少年団競技別交流大会
- 長野県スポーツ少年団地区交流大会
- 長野県スポーツ少年団地区競技別交流大会
- 第43回全国スポーツ少年団軟式野球交流大会県大会
- 第19回全国スポーツ少年団バレーボール交流大会県大会
- 長野県スポーツ少年団ジュニア・リーダースクール
- 長野県スポーツ少年団初級ジュニア・リーダースクール
- 公認スタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会
- 長野県スポーツ少年団指導者・母集団育成研修会
- アクティブ・チャイルド・プログラム都道府県普及促進研修会
- 長野県スポーツ少年団指導者協議会